

知っていますか？ 老人保健高額 医療費制度

高額医療費とは

老人保健医療受給者証を持つている人の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請すると限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。
※個人によって負担限度額が違います。



患者負担限度額

区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院と外来)
一定以上所得者 ※1	40,200円	72,300円 (医療費が361,500円を超えた場合には、その超えた分の1%を加算) (40,200円 ※4)
一般	12,000円	40,200円
住民税非課税Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ ※3		15,000円

※1 老人保健医療受給者証の負担割合が2割の人
 ※2 住民税非課税の世帯に属する人
 ※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人
 ※4 過去12カ月以内に4回以上高額医療を受けた4回目以降の負担額

申請方法

市役所または出張所で手続きをしてください。
 ※代理の人でも手続きはできます。
 申請は1回のみです。ただし、申請内容に変更がある場合は、再度申請していただく必要があります。

申請に必要なもの

健康保険証、老人保健医療受給者証、印かん(認印)、預金通帳など振込口座のわかるもの(郵便局は利用できません)

支給方法

申請された口座に振り込みます。
 ※高額医療費の該当がない人でも、申請の手続きをしていただいでおけば、発生した時点で提出していただいた申請書により支給することができます。



問合せは

保険年金課国保医療係

☎2130まで

ご注意ください!!
 介護保険制度を悪用した
 トラブルが増えています



住宅改修・福祉用具貸与制度に関するトラブル

最近、ひとり暮らしのお年寄りを狙った、おれおれ詐欺などの悪徳商法が社会問題化していますが、介護保険関係でも住宅改修や福祉用具貸与制度に関するトラブルが増えています。

こんな勧誘は要注意

- 市役所やケアマネージャーの紹介で来た
- 介護保険を使えばタダで工事(住宅改修)やレンタル(福祉用具貸与)ができる



悪徳商法 詐欺

トラブルに巻き込まれないために

- 事前に介護支援専門員などに相談する
- 事前に複数の業者から見積もりを取る
- 必要な部分以外の改修を勧める業者には注意する
- 介護保険サービスを利用する場合、必ず事前に介護認定を受ける必要があります。

介護保険制度の住宅改修や福祉用具貸与に関するお問い合わせは、担当の介護支援専門員もしくは市役所介護保険係におたずねください。

問合せは

保険年金課介護保険係

☎2139まで